

## 市の附属機関委員への就任辞退について

H21. 5. 12

議会運営委員会

山陽小野田市議会では、議会改革の一環として、議員が市の附属機関（※注1）の委員に就任することについて鋭意検討を重ねてまいりました。その結果、市の附属機関の委員には、法律に定めのあるものを除き、議員は就任しないことにいたしました。

その理由は、次のとおりです。

### **(1) 議会の審議権等を抑制しないため**

議員が執行機関の附属機関の委員に就任した場合、その附属機関の審議等を参考にして長が議案を作成し、議会に提出したとき、附属機関の委員となった議員は議会での議案の審議において鋭い質疑を行うことができなくなるなど、議会の審議権や監視権を抑制することになり、議会の役割を十分に果たせなくなる場合があります。

### **(2) 一議員の発言が議会の総意であるとの誤解を招かないため**

議会は合議体であり、一人一人の議員はそれぞれの独自の考え方をもち、それぞれが議員として責任を持って活動をしています。したがって、1人の議員が議会全体の総意をもって附属機関の委員に就任するものではありません。このことから議員が附属機関の委員に就任することにより、その議員の考え方が議会全体の考え方であるとの誤解を生じることにもなりかねません。

### **(3) 議決機関と執行機関との分立のために**

議会と執行機関との関係は、牽制均衡の原則の関係の中でそれぞれの役割の発揮が期待されており、議会の議員が執行機関の一部分ともいえる附属機関の委員に就任することは、議会の本来あるべき機能の低下を招き、議決機関と執行機関の二元代表制（※注2）の観点からも適当ではありません。

山陽小野田市議会では、現在、多くの附属機関の委員に議員が就任している状況です。しかし、国の法的見解、全国市議会議長会の市議会の活動に関する実態調査結果や、県内他市の状況などを参酌する中で、このような結論に達したものです。

今後は、それぞれの常任委員会による積極的な調査活動をしていくことにより、議会の一層の機能発揮を図っていきたいと考えております。

今後とも市民皆様方のご理解をよろしく申し上げます。

(注1) 市の附属機関：行政執行の前提として市長などの執行機関の諮問に応じ、執行機関の権限に属する事務について審査、調査をするために設置される機関。

(注2) 二元代表制：地方公共団体の行政が、それぞれに住民から選ばれた長と議員よって構成される執行機関と議決機関のもとに、その二つの間の牽制均衡によって執り行われる制度のこと。

### 1 委員の就任を行わない市の附属機関の名称

市の附属機関の名称	市の附属機関の名称
高齢者保健福祉推進会議	石丸総合館運営審議会
生涯学習推進協議会	環境審議会
障害福祉計画検討委員会	国民健康保険運営協議会
新病院建設構想検討委員会	次世代育成支援対策推進協議会
表彰審査委員会	社会教育委員
文化会館運営委員会	図書館協議会
優良勤労者表彰審査委員会	

### 2 委員の就任を引き続き行う法律で定める市の附属機関の名称

市の附属機関の名称	市の附属機関の名称
青少年問題協議会	都市計画審議会
民生委員推薦会	

### 3 全国市議会議長会の「平成20年度市議会の活動に関する実態調査結果」 市附属機関委員への議員の就任状況

	議員が附属機関の委員に就任している市	議員が附属機関の委員に就任していない市(法令で議員の就任を規定したものを除く。)
全市：806市	468市（58.1%）	338市（41.9%）

#### 4 山口県内の他市の状況

山口県内の他市の議員の附属機関委員への就任状況については、半数の市が法令で定める附属機関のみに就任しており、また、その他の市においてもほとんどの市が法令で定める附属機関を中心に就任している状況です。